

(1) 私道の公共下水道敷設要望書類一覧

- ・公共下水道敷設要望書 (様式第 1 号) 1 通
- ・私道の位置図及び土地所有者の地番図 (様式第 2 号) 1 通
- ・公共下水道敷設希望者名簿 (様式第 3 号) 1 通
- ・当該私道部の土地所有者の承諾書 (様式第 4 号) 承諾地各 1 通
- ・当該私道部の土地登記簿謄本の写し 承諾地各 1 通  
    ※土地所有権を確認出来る事項証明書  
    (承諾書提出日より 3 箇月以内発行)
- ・帰属書及び土地の使用承諾書 承諾地各 1 通

(2) 公共下水道工事に必要な書類 (下水道工事を施工する際に必要)

- ・公共接続柵 (汚水柵) 設置確認書 家屋各 1 通  
    ※下水道工事が始まる前に配布します。

(様式第1号)

## 公共下水道敷設要望書

令和 年 月 日

泉大津市長 様

願出人 (代表)

住 所

氏 名

印

電話 ( ) -

排水設備の改造と便所の水洗化をすすめ、生活環境の向上をはかるために、下記に表示する私道に公共下水道を敷設くださるよう必要書類を附し、関係者連署のうえ要望します。

尚、公共下水道が敷設された場合には、別紙公共下水道敷設要望者名簿署名者は善良なる公共下水道の使用と、排水設備の改造及び便所の水洗化工事の施工を早急に実施します。

表 示 別紙図面 (様式第2号) 参照

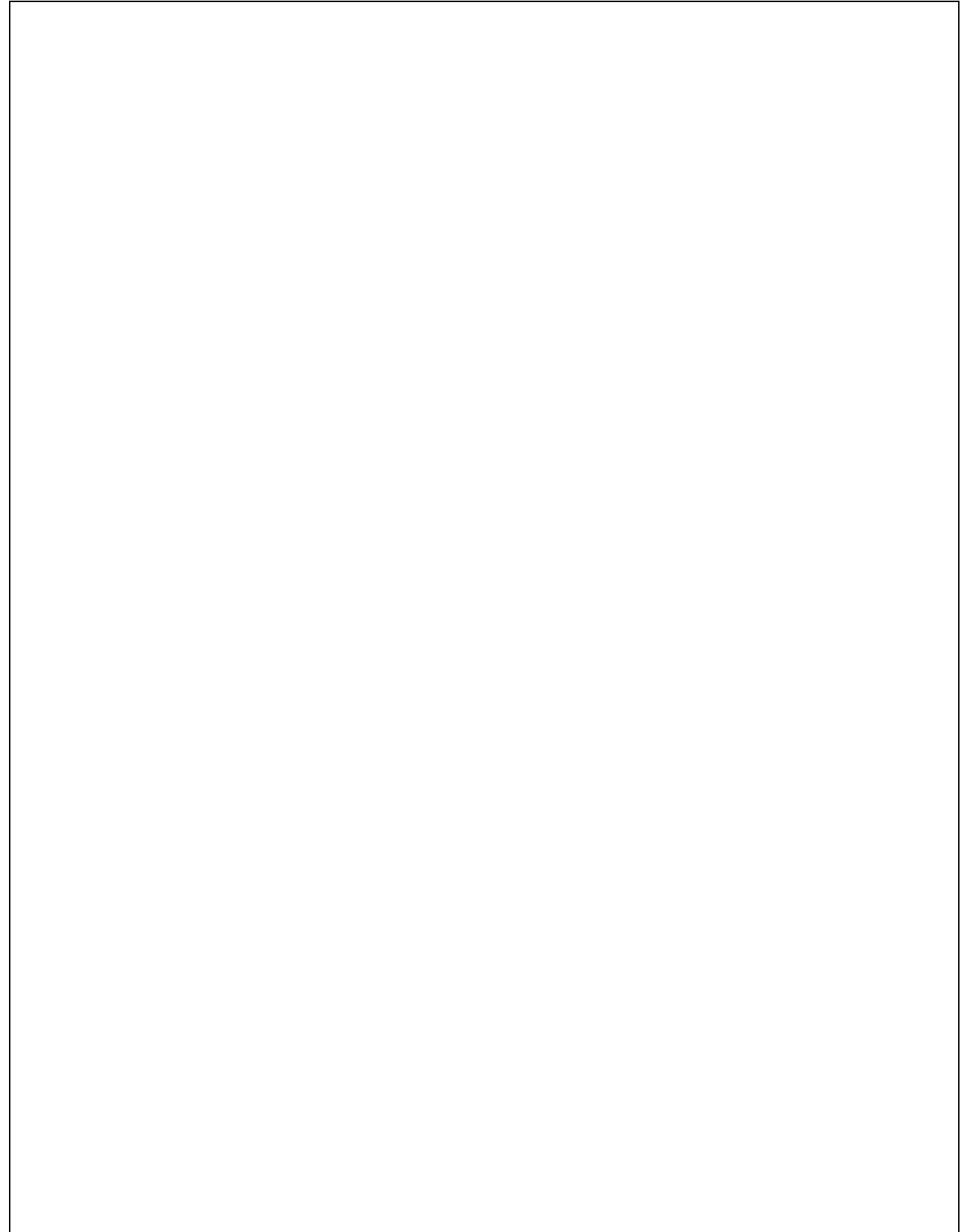
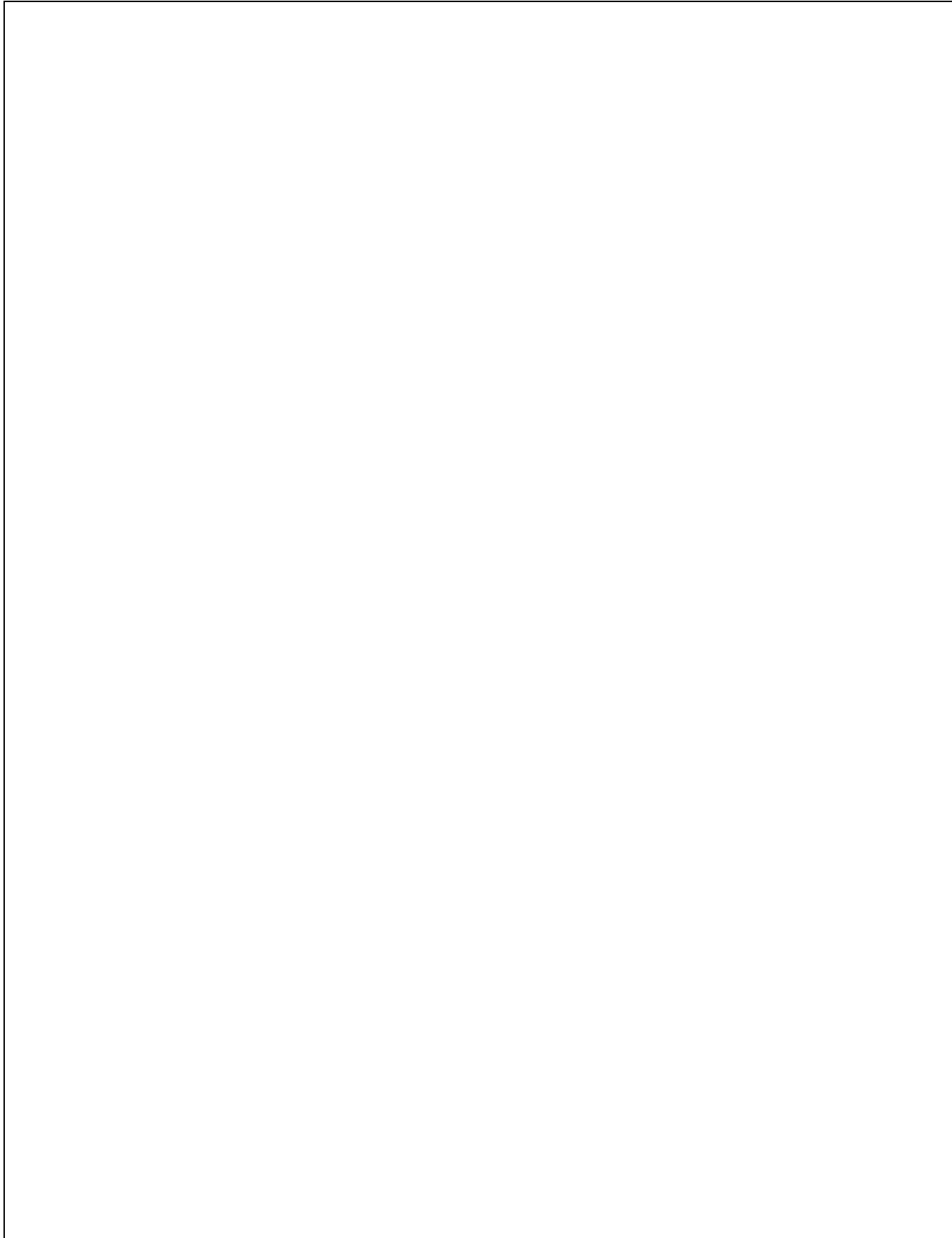
(様式第2号)

道路の位置

泉大津市

道路 地番図

令和 年 月 日





(様式第4号)

## 承諾書

私の所有する土地「以下承諾地という。」に、泉大津市が公共下水道の敷設をすることについて下記の条項に従い承諾します。

### 記

第1条 承諾地を公共下水道敷き用地として泉大津市に無償で貸し付けるものとする。

第2条 承諾地を公共下水道敷きとして使用する期間は、その用途を廃止するまでとする。

第3条 承諾地に敷設された公共下水道敷設等の維持管理に支障のないよう取り計らうものとする。

第4条 承諾地の所有権を第三者に譲渡し、又は承諾地について制限物件等、その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を取得することとなる者に対し、この承諾書に基づき承諾地の使用を承継させ、又は公共下水道管の占用、並びに維持管理の行使に支障のないように取り計らうものとする。

第5条 私の所有する土地に取り付ける公共汚水柵の設置は、泉大津市が設置基準に従い取り付けるものとし、以後泉大津市が管理を行う。

第6条 承諾地に敷設された公共下水道の計画に伴い、他地区の下水道が連絡接続されても泉大津市に異議を申し立てないものとする。

第7条 承諾地にある他の地下埋設物（ガス・上水道管等）に対し公共下水道を敷設するための移設工事及び復元工事を行うことに異議を申し立てないものとする。

令和 年 月 日

泉大津市長 様

承諾地地番 泉大津市

土地所有者 住 所

氏 名 印

## 帰属書及び土地使用承諾書

私の所有する土地（私道敷）内に泉大津市が公共下水道を敷設するにあたり、既設上水道管の配水本管を泉大津市に無償にて帰属します。

また、帰属後に同土地において、泉大津市の水道配水支管の移設、仮設、復元並びに布設替工事を施行することについて下記のとおり承諾致します。

### 記

- 1 土地の使用料は無償とし、使用期間は水道施設等の用途を廃止するまでとします。
- 2 水道施設等の整備後は、当該水道施設等の維持管理に支障となる工作物等は設置しません。
- 3 整備後において、分岐工事・改良工事及び修繕工事等を施行するために、当該私道敷を掘削すること及び占用することを承諾します。
- 4 当該土地の所有権を第三者に譲渡する際、譲受人に対し必ず上記承諾内容の一切を継承させるものとします。

令和 年 月 日

泉大津市水道事業者 様

所有地番 泉大津市 町 丁目 番地

住 所

氏 名 印

電話番号

令和 年 月 日

## 土地使用承諾書

大阪ガス株式会社

ネットワークカンパニー 南部導管部 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

里道・水路敷等の存する現況道路（以下「現況道路」という）における泉大津市公共下水道の布設に伴い、既設ガス導管等の移設の必要が生じた場合は、当該移設工事に係るガス導管等を整備することについて、下記の通り承諾します。

### 記

(1) 土地の表示（地番）

\_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地先

(2) 隣接土地にガス管施設等が布設された場合でも、土地の使用料は無償とし、使用期間はガス導管等の用途を廃止するまでとします。

(3) ガス導管等の整備後は、当該ガス導管等の維持管理に支障となる工作物等は設置しません。

(4) 整備後において、導管の先継ぎ、供給管（引込管）敷設、安定供給のために必要な増径・入替え工事及び修繕工事等を施工するために、当該現況道路を掘削すること及び占用することを承諾します。

(5) 隣接土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対し上記承諾内容の一切を継承させるものとします。